R5-9国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務　入札実施要項（案）の修正点

記載箇所	頁	修正前	修正後
入札実施要項 1.1.3　入園料　（1）	P3	※団体料金は、公共交通機関や旅行会社等が販売する商品に団体料金を適用することも可能。	※団体料金は、公共交通機関や旅行会社等が販売する商品に団体料金を適用することも可能。なお、実施にあたっては、公共交通機関、旅行会社等と事業者、国の3者により覚書を締結すること。
入札実施要項 1.1.4　施設目的	P4	平成元年の開園時から令和４年９月までの入園者数累計で約1,910万人を超える方々に利用されている。	平成元年の開園時から令和５年３月までの入園者数累計で約1,933万人を超える方々に利用されている。
入札実施要項 1.3.1　表4　包括的な質 【令和5年度（令和6年2月～令和6年3月まで）】	P11	主要事項 利用者満足度の確保 達成すべき質 ・本公園の年間の公園の運営に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率※2 平成30年度～令和3年度の実績平均値以上 【平成30年度～令和3年度実績平均値:年間90%】	削除
入札実施要項 3.1　入札参加資格について f)	P21	① 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。 ｱ)親会社と子会社の関係にある場合 ｲ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ② 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしｲ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。 ｱ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ｲ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合	（1）資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子　会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 （2）人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4）組合の理事 5）その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社 更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 （3）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

R5-9国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務　入札実施要項（案）の修正点

記載箇所	頁	修正前	修正後
入札実施要項 3.3　表8　配置予定者の業務実績等に関する要件	P27	※1：業務実績は、契約書等により実施が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。）	※1：業務実績は、契約書等により実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務分のみが実績となる。）再委託の実績については、契約書等により内容が明確に確認できる場合については、業務実績に関する要件と認める。
入札実施要項 4.1　入札の実施手続き及びスケジュール（予定）	P30	⑫　業務計画書の提出・承諾、都市公園法第5条申請：令和5年12月下旬	⑫　業務計画書の提出・承諾、都市公園法第5条申請：令和5年12月上旬
入札実施要項 5.1.3　加算点項目	P35	加算項目審査については、表9のとおり審査を行う（加算点計28点）。	加算項目審査については、表9のとおり審査を行う（加算点計25点）。
入札実施要項 5.1.3 表9　9）自主事業の提案	P37	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。	自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営については、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。
入札実施要項 5.1.3 表9 加算点項目	P37	賃上げの実施 1)実施状況 得点配分　加算点　0/14	賃上げの実施 1)実施状況 得点配分　加算点　0/11
入札実施要項 5.1.3 表9 合計得点	P37	得点配分　加算点　0～208	得点配分　加算点　0～205

R5-9国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務　入札実施要項（案）の修正点

記載箇所	頁	修正前	修正後
入札実施要項 5.2.2 (3)技術評価点の算出方法	P38	なお、本業務における技術点の満点は258点（基礎点50点＋加算点208点）とする。	なお、本業務における技術点の満点は255点（基礎点50点＋加算点205点）とする。
入札実施要項 5.2.2 (6) b)①評価基準表	P41	評価基準 大企業※1 令和〇年（※）4月以降に開始する最初の事業年度または令和〇年（※）（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること	評価基準 大企業※1 令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること
入札実施要項 5.2.2 (6) b)①評価基準表	P41	評価基準 中小企業等 令和〇年（※）4月以降に開始する最初の事業年度または令和〇年（※）（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1．5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	評価基準 中小企業等 令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1．5%以上増加させる旨、従業員に表明していること
入札実施要項 5.2.2 (6) b)①評価基準表	P41	配点 14点	配点 11点
入札実施要項 5.2.2 (6) b)①評価基準	P41	（※）〇年：契約を行う予定の年度または暦年を記載すること。 【例】令和４年４月から１２月に契約する場合の記載 令和４年４月以降に開始する最初の事業年度または令和４年（暦年） 令和５年１月から３月に契約する場合の記載 令和４年４月以降に開始する最初の事業年度または令和５年（暦年）	削除
入札実施要項 5.2.2 (6) b)③賃上げが未達成だった場合等の減点	P44	天変地変	天変地異
入札実施要項 5.2.2 (6) b)③賃上げが未達成だった場合等の減点	P44	Ⅲ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合。 なお、共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同体に対して行う。	Ⅲ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合。 ※個別具体の天災事変等がⅠ及びⅡに相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。 ※ⅠからⅢは例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。 なお、共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同体に対して行う。

R5-9国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務　入札実施要項（案）の修正点

記載箇所	頁	修正前	修正後
別紙-5 個別仕様書 第13条　業務実施体制	項-28	4.開園期間中は、上記の総括責任者が勤務する体制か、業務責任者のうち少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。	4.開園期間中は、上記の総括責任者が勤務する体制か、業務責任者のうち少なくとも1名以上が勤務する体制とすること。
別紙-8 個別仕様書【植物管理】 第16条 ハギ刈込工	項-113	第16条 ハギ刈込工	第16条 ハギ刈取工
別紙-8 個別仕様書【植物管理】 第21条 中低木植栽工	項-114	3.植栽を実施するにあたり、土壌改良材は埋め戻し土壌とよく撹拌する。	2.植栽を実施するにあたり、土壌改良材は埋め戻し土壌とよく撹拌する。
別紙-8 個別仕様書【植物管理】 第28条 高木雑工・高木巡回工	項-117	4.高所作業車（トラック架装、ブーム型、作業床高12m）を使用し、高所枝打ち作業等の補助をするものとする。	4.高所作業車（トラック架装、ブーム型、作業床高12m等）を使用し、高所枝打ち作業等の補助をするものとする。
別紙-8 個別仕様書【植物管理】 第37条 管理水準	項-122～126	「管理水準」記載表	一式差し替え
別紙-9 収益施設等設置管理運営規程書 第14条　1．施設使用料の定めがある施設について	項-147	指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。	指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
別紙-9 収益施設等設置管理運営規程書 第14条　2．許可申請毎に納入すべき施設	項-148	期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で換算した金額を延滞金として支払わなければならない。	期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で換算した金額を延滞金として支払わなければならない。
別紙-9 収益施設等設置管理運営規程書 第55条　自主事業における行催時等	項-192	9.1)施設等運営者は、事前に東北地方整備局の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、宮城県の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。	9.1)施設等運営者は、事前に東北地方整備局の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、宮城県の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。

R5-9国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務　入札実施要項（案）の修正点

記載箇所	頁	修正前	修正後
様式1 （提出様式1-5-1）業務実施体制	項-342	※総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任（注）とする。	※総括責任者は、原則、実施期間中専任（注）とする。
様式2 企画書 企画提案項目 様式3-3 様式3-7	項- 362～364 366～372 374 391 400	企画提案項目：4項目	企画提案項目：3項目
様式3 収益施設等運営計画書	項- 392～397 401	※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。	※仕様書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。